

# 練馬区公共基準点使用要綱

平成19年4月

練馬区環境まちづくり事業本部  
土木部管理課

## 練馬区公共基準点使用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき練馬区が管理する測量基準点（1級基準点、2級基準点、3級基準点、および4級基準点（相当精度の基準点を含む。））であって永久標識を設置したもの。（以下「公共基準点」という。）の使用に関して必要な事項を定め、基準点の適正な運用を目的とする。

### (公共基準点の使用および承認)

第2条 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）を使用希望日の15日前までに区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、公共基準点の使用を承認したときは、公共基準点使用承認書（様式第2号）を交付する。

3 前項の規定による承認を受けた者は、前項の公共基準点使用承認書を常時携帯し、区職員または土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

### (公共基準点の使用方法)

第3条 前条第2項の規定による承認を受けた者（以下「基準点使用者」という。）は、速やかに使用予定日を定め、練馬区公共基準点使用予定表（様式第3号）を提出するものとする。

2 基準点使用者は、練馬区公共基準点使用条件（様式第2号用紙裏面に記載）に従い公共基準点を使用しなければならない。

### (使用完了時の提出書類)

第4条 基準点使用者は、公共基準点の使用を完了した時に、つぎの書類を提出しなければならない。

(1) 練馬区公共基準点使用報告書（様式第4号） 1 部

(2) 精度管理表（網図添付） 1 部

なお、精度管理表の様式は、練馬区公共測量作業規程付録の基準点測量精度管理表を標準とする。

2 基準点使用者は、公共基準点の測量標に異常を認めた場合は、基準点異常報告書（様式第5号）により報告しなければならない。

### (その他)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、土木部長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。